

文章科出身者の任官と昇進

——藏人との関係を中心に——

岸野 幸子

序

本稿は、大学寮文章科出身者を官人制度の面から追究することによって、平安時代の政界における文人層の動向について理解しようとするものである。

文章科に関する研究は、桃裕行氏が『上代学制の研究』の中で基礎的な事実の解明を行なって以降⁽¹⁾、久木幸男、古藤真平氏等によって継承され、ほぼその全体像が明らかにされてきた⁽²⁾。このうち桃氏による研究は、個々の制度を含め、奈良から平安末にかけての文章道関係者の動向について体系的に論じたものであり、文章科全体の流れを把握する上で大変有効なものになっている。一方、久木氏も、桃氏同様古代学制研究の一貫としてこれに言及し、全体として桃氏の説を批判的に継承しており、他方、古藤氏についても、文章科設立時の問題と文章得業生試の成立にしばった研究が一定の成果を挙げている。しかしながらこれら研究者の関心は、いずれも文章科内での諸制度や諸問題に向けられ、文章生が実際官人社会へ出身していく際の方途や、その後政界においていかなる官途を歩んだかについてはあまり明らかにされていない。

そこで本稿はこうした点をふまえた上で、具体的に以下の事柄について検討していくことにしたい。

まず第一に、文章生と文章得業生の出身法に関する問題である。彼らが官人として出身していく為には、本来式部省の行なう官吏登用試験に応じて及第する必要があったが、かかる方法による出身経路は、特に文章生の間で比較的早い時期に放棄されたことが知られている。ところが従来の学制研究の中では、こうした出身法の変質よりも、課試制度に基づく初期の出身形態についての研究に重点が置かれ、また文章得業生に関しても、令制の秀才試が文章得業生試として一本化されていく過程や、その具体的な時期についての解明が主たる課題とされてきた。そのため双方の出身形態が、平安時代を通じていかなる変化を遂げたのかといった、全体的な流れからの把握が十分成されてこなかった。そこで本稿は、これまで追究されることの少なかった出身法の変質過程とその背景的諸事情について、八世紀から十一世紀までを対象に検討していくことにしたい。

第二に、文章科出身者の政界での位置付けの問題である。八世紀の段階では史料上に彼らの官歴が記されることが少なく、その政治的な活動は明らかでない。しかし九世紀になると、彼らの政界における地位は飛躍的に向上し、その多くが政界の中核へと進出していくことになる。こうした文人勢力の台頭については、これまで平安前期の政治史の中で数多く取り上げられ、なかでも弥永貞三氏によって、平安初期以降、参議・藏人・弁官・八省少輔以上等の官職に多く任用されてきた文人派の人々が、承和の変を契機とする貴族化の進行によって、次第に政界から締め出されていったことが指摘されている。⁽³⁾ 弥永氏の説は、今日まで多くの研究者によって支持され、ほぼ通説化するに至っているが、その考察は概ね九世紀の段階で終止している為、十世紀以降の状況については依然曖昧なままである。そこで本稿は、文人派の主たる構成者である文章科出身者について、まず八世紀の段階での官人社会における地位について再考し、その上で、九世紀における彼らの政界進出及び政治的地位の向上が、いかにしてもたらされたかを明らかにしたいと思う。そして従来等閑視されてきた十世紀以降の状況についても考察し、その後政界での地位がいかに変化していったかを見ていくことにしたい。

以上、これらの考察を通じて文章科出身者を官人制度の面から総体的に理解することに努め、最終的にこれらの考察に基づき、平安時代の政界における文人層の動向について見極めることにしたい。

第一章 出身形態についての検討

(一)

文章科は、令制の秀才・進士試に対応する学科として神龜五（七二八）年に設置され、当初文章生二十名、うち文章得業生二名（天平二年に設置）によって構成されていた。そこでは『文選』・『爾雅』を誦読し、漢詩文を作成するなど文章に習熟することに努め、しかるべき後官吏登用試験に及び及第・出身することを本道とした。しかし文章生で實際令制の任官試験に応じたことが知られているのは、天平宝字元（七五七）年に秀才試に応じた紀真象、延暦二十（八〇一）年に同じく秀才試に応じた中臣栗原年足、そして同年進士試に応じた道守宮継の三名で⁽⁵⁾、この他の者については課試に応じた形跡がない。この点について桃氏は、「文章生として何年か修学することによって一定の官職に就く資格を得ることが、制度的規定の有無は明らかでないが、事実として行われるに至った」と述べている。⁽⁶⁾ 実際八世紀後半以降、文章生の多くが官吏登庸試験に応じることなく出身するようになり、彼らの間に無試験による出身形態が確立していたことが知られる（表I-1）。

文章生はこの無試験による任官システムが確立した八世紀後半から九世紀前半ごろまでは、（文章生から）直接内官に任じられる経路を辿っていたことが知られる。具体的には内記や外記といった文筆関係の職や、式部省や大学寮の官人に任じられるケースが多い。また文章生から任官に預かるまでの年数は、短い者で一・二年、長い者になると十年以上にも及び、個人間でかなりのひらきがあることがわかる。任官に預かる際の順序は、のちに文章生の年勞（在学年数）によって

決定されるようになるが、初期の段階においては、むしろ出自や家柄、個人的な資質などが考慮されていたものと考えられる。

一方、九世紀後半になると、従来の出身経路とは別に、文章生から一旦外任したあと内官に任じられる経路が設けられることになる。この文章生から外官に任じられる者を「文章生外国」と言い、春の外官除目で任官されることになっていた。⁽⁷⁾『西宮記』巻一(除目)には「文章生三人、北陸、山陰道、大宰」とあって、定員三名が北陸道・山陰道・大宰府といった地に任じられることになっていた。これは『江家次第』巻四(除目)の中に、「多任^ニ北陸道、若北陸道無^レ闕者、任山陰道、或又任^ニ西海道、故源相府被^レ仰^レ之、件三道唐人并渤海等異国来着之方地、仍其国々置^テ習^ニ文法^一之輩」とあって、文章生の語学力を期待しての措置であったことが知られる。例えば橘澄清が伯耆権掾に任じられたのも、「依^ニ渤海客入觀^一也」とあって同じ理由によるものであった。⁽⁸⁾ 諸国での任期を終えた者は「文章生散位」と呼ばれ、⁽⁹⁾ その中から内官に任じられる者が選ばれるが、定員はわずか一名(二名の場合もある)⁽¹⁰⁾ と、文章生外国の場合より少なく、そこでの待機期間は散位労とみなされ、任官順位の決定の際に考慮に入れられた。⁽¹¹⁾

このように文章生に関しては、八世紀後半以降無試験による出身形態が定着し、文章生として数年在学することによって直接内官に任じられるようになったが、九世紀後半ごろになると、一旦外任してから内官に任じられる経路が設けられることになる。この文章生↓外官コースの成立によって、従来の文章生↓内官コースを辿る者は減少し、やがてこのコースは消滅することになる。これによって内官への直接的な任官経路を失った文章生たちは、出身後の数年間を、地方官人として過ごさなければならなくなったのである。だがこうした事態も、一方では、当時文章科出身者としての語学力や事務能力が、地方行政の場でも必要とされるようになったことを示している。彼らのような道の特殊技能を持つ官人が、朝廷のみならず地方支配の場にも、その活動領域を拡げていったことを意味していると言えよう。

ここで次に、文章得業生の出身形態について見ていくことにしたい。文章得業生は「撰^ニ文章生廿人中才学拔萃者一人^一、

補_二得業生、歴代通規也」とあるように、文章生から特に優秀な者を選んで補すことになっていた⁽¹²⁾。また「依_レ令有_二秀才進士_一二科、課試之法、難易不_レ同所以元置_二文章得業生_一二人、随_二才学之深浅_一、擬_二二科之貢举_一」ともあつて、彼らが当初より官吏登庸試験の直接的な受験者として位置付けられていたことが知られる⁽¹³⁾。それゆえ八世紀後半以降、文章生の無試験による出身法が一般化した後も、引き続き官吏登庸試験を経て出身していく方法が採られていた。つまり、文章生↓文章得業生↓官吏登庸試験（対策と言ふ）及第↓官人というルートが設定されていたことになる（表I—2）。

ところで彼らは、文章得業生に補されてから対策に應じるまでの間に一度諸国掾を兼任することになっていたが⁽¹⁴⁾、これは『江家次第』卷二（除目）に「兼任外国二分、但不可西海道之掾不可離京都故云々」とあつて都から離れることはなく、あくまで給与支給を名目とした優遇措置であつたことが知られる。なお文章得業生になつてから対策に應じるまでの年数については、延喜十七年に七年以上と定められて以降⁽¹⁵⁾、早期受験はできなくなり、その結果任官に預かるまでの期間が、従来に比べて長期化することになった。しかし一度対策に應じて及第してしまつと、今度はわずか一年ほどで（対策及第後最も早い除目で）任官に預かることができ、しかも彼らは必ず内官に任じられることになつていた（定員は二名⁽¹⁶⁾）。

このように文章得業生に関しては、対策に應じるまでの年数に制限が設けられたことを除けば、文章生↓文章得業生↓兼外官↓対策及第↓内官という出身経路の存続と、給与支給を名目とした外官の兼任、さらに対策及第後の早期任官など、文章生に比べ多くの面で優遇されていたと言える。

(二)

前節では、八世紀後半から九世紀までを対象に、文章生と文章得業生の出身形態について通覧してきたが、十世紀になると双方の出身形態に大きな変化が生じることになる。すなわち進士・秀才蔵人の出現がそれである。進士・秀才蔵人は、文章生や文章得業生から直接蔵人に補された者を言い（表II—1・2）、通常の蔵人と異なり、補任の際に正官を有し

ていない点に特徴がある。しかし彼らの特異性は、むしろ一般の文章生や文章得業生の出身形態との違いに最もよくあらわれている。そこでまずは、進士藏人に補された者達の出身形態について具体的に見ていくことにしたい。

彼らはまずそれぞれある時期をもって進士藏人に補されると、だいたい一・二一年、早い者では数か月後に内官を兼任し、さらに一・三年ほど経つと、叙爵して藏人所を去っている。実例をあげると、円融朝の貞元二（九七七）年八月に六位藏人（進士藏人）に補された源扶義は、同年十二月の秋除目で図書助を兼任し、翌天元元（九七八）年二月に式部少丞に転任した後、天元三（九八〇）年正月に叙爵して藏人を去っている。

貞元二（九七七）年八月 補六位藏人（進士藏人）

← 十二月

兼図書助

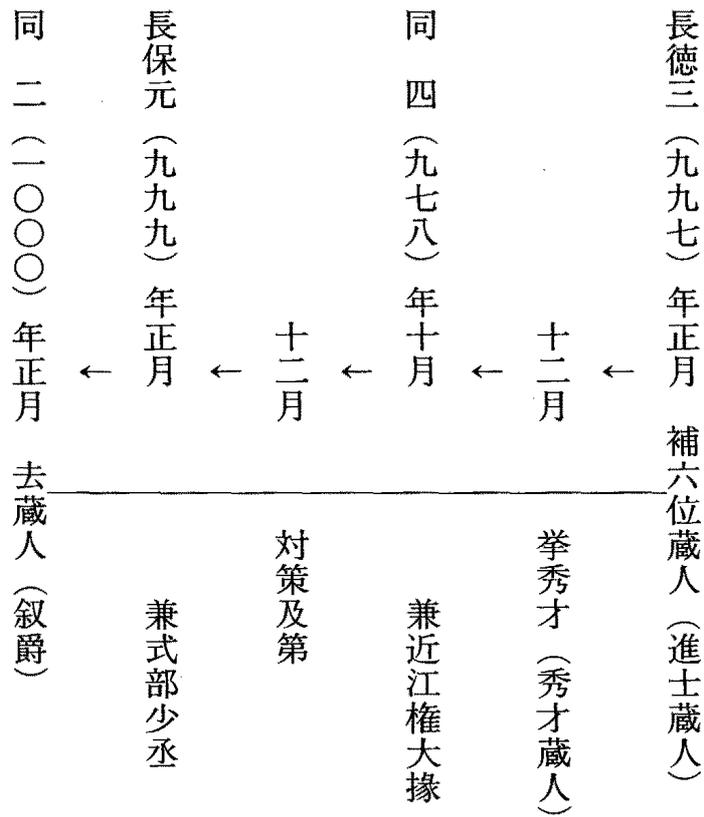
← 天元元（九七八）年二月

転式部少丞

同 三（九八〇）年正月 去藏人（叙爵）

扶義が文章生になったのは天延三（九七五）年十二月のことであるから、その後わずか五年足らずで従五位下にまで昇進したことになる。一般の文章生が内官に任じられるまで相当の年月を要するのに比べると、彼らの昇進がいかに目覚ましいものであったかがわかる。

一方、秀才蔵人は、多くの場合得業生になった後蔵人に補されるが、中には文章生の段階で蔵人に補任され（この時は進士蔵人）、その後得業生に挙されて秀才蔵人となる者もあった。彼らは一般の文章得業生と同じく諸国掾を兼任し（直接任地へは赴かない）、さらに対策に応じて及第すると、次いで内官を兼任し、最終的に叙爵して蔵人を去ることになる。ここでも同じく例をあげて見ていくことにしたい。一条朝の長徳三（九九七）年正月に、六位蔵人（進士蔵人）に補された藤原広業は、同年十二月に秀才に挙された後、翌長徳四（九九八）年十月に近江権大掾を兼任し、同年十二月に対策に応じて及第している。そして翌長保元（九九九）年正月に式部少丞を兼任し、同二（一〇〇〇）年正月に叙爵して蔵人を去っている。



秀才蔵人と一般の文章得業生との最大の違いは、秀才に挙されてから対策に應じるまでに要する年数に求めることができる。すなわち一般の文章得業生については、延喜十七年の「凡得業生者、補了更學^三七年以上、不^レ計^三前年、待^三本道博士^三、録^三可^レ課^レ試之状^レ申^レ省」という規定によって七年以上の待機期間が設けられ、早期受験が禁止されたのに対し、秀才蔵人の場合は、広業の例からも明らかのように、わずか数か月で対策に應じることができたのである。もつともこの規定は、のちに五年、三年と次第に短縮され、院政期近くになると、わずか二年で対策に應じる者も出てくるが、当初双方の間に大きな隔たりがあったことは間違いない。¹⁷⁾

このように、進士・秀才蔵人の出身形態について見てみると、彼らが一般の文章生や文章得業生と比べて、いかに優遇されていたかがわかる。進士蔵人の出現は、文章生↓内官コースから文章生↓外官↓内官コースへの移行という、時代の流れに逆行するものであり秀才蔵人の場合も、延喜十七年の規定に相反するものであった。文章科の学生の出身状況が次第に不安定なものになっていく中で、一部の者たちに対する優遇措置的な意味をもって登場したのが、彼ら進士・秀才蔵人だったと言える。だがその成立の意義は、決して以上のような点だけに留まるものではない。文章生としての事務能力が、地方の文書行政の場で活かされるようになったことは既に見てきたが、その一方で、蔵人という朝廷実務の主要な担い手としても彼らの存在が必要不可欠なものになっていたことを示しているからである。しかも進士・秀才蔵人という、特殊な形態をとってまでも彼らを必要としていたところに、平安時代の官司体系における、文章道の存在意義を見いだすことができる。

(三)

前節では、進士・秀才蔵人の成立とその意義について考察したがここでは進士・秀才蔵人の補任要件について見ておく

ことにしたい。表IIに示した進士・秀才蔵人のうち補任に至るまでの経緯が明らかになる者として、村上朝の天徳四（九六〇）年に六位蔵人に補された文章得業生藤原雅材をあげることができる。彼については『今鏡』葦鶴之巻の中に次のような記載が見えている。

年ごろおろかならず頼みて過ごしつるに、口惜しきことは、藤原雅材といふ学生のつくりたる文の、いとをしみあるべかりけるをば、など蔵人になるべき由をば奏せざりけるぞ。いと頼むかひなくとおほせられければ。（下略）

これは村上天皇が、文章得業生藤原雅材の賦した詩に感銘して彼を蔵人に補せしめた話であるが、当時蔵人頭であった「枇杷大納言延光」がその由を奏上しなかつたことに対し、それを責め立てた部分である。これによると、雅材の「つくりたる文」の出来が補任の要因になっているのがわかる。こうした例は他にも見られる。

周墻壁立猿空叫。連洞門深鳥不驚。（大内応試。藤博文）

延喜二年十月六日於大内有_ニ此試_一。召秀才進士等。博文干時秀才也。此句有_ニ叡感_一。応及第者一人。博文。藤諸蔭也。博文補_ニ蔵人所雑色_一。諸蔭亦候_ニ同所_一。惣参者十人不参者三人。举直朝臣云。彼時博文者只候_ニ此所_一。以_ニ諸蔭_一被_レ補_ニ雑色_一也。口傳云。延喜聖主勅曰。博文詩得_ニ作文躰_一。然者諸蔭詩者每句上字用_ニ逸人名_一。才有_ニ余力_一也。以_レ之為_レ優矣。仍抽被_レ補_ニ雑色_一云々。

以上は『江談抄』第四に見られる記事であるが、これとほぼ同じ話が『江家次第』第十九（弓場殿試事）にも見えている。文章得業生藤原博文と文章生藤原諸蔭の両人が、弓場殿で行なわれた試験に及第したことが見えており、その際博文の句が叡慮を蒙り蔵人所雑色に補され、諸蔭の方も同じく蔵人所に候することになったとあり（ただし挙直の話では、両

者の立場は逆になっている)、ここでも彼らの賦した詩が藏人所に候する要件になっているのがわかる。『江家次第』第九(前述)によれば、通常弓場殿試が行なわれるのは「文章生当職散位申ニ方略、学生申ニ学門料、并申ニ登省宣旨、申ニ御書所衆ニ闕少人多又別被レ試ニ秀才進士、時有ニ此事、文章生試亦可レ准レ此歟」の場合であり、藏人所の欠員をめぐっての選抜試験も、これらに准じて行なわれたものであったと考えられる。なお弓場殿試での詩題は、「次給御題(或宸筆、或殿上儒者進之)」(『江家次第』前述)とあって天皇出題の場合もあり、その評定は「令ニ属文公卿并殿上儒者評ニ定之」とされているが、「有ニ叡感」とあるように実際天皇の意向が大きく反映されていたことが知られる。それゆえ天皇の外戚たる撰関家の勢力が増大する時代においては、当然の如く撰関の意思が反映されることになった。すなわち『江談抄』第四の中には、

鷹鳩不変参春眼。鹿馬可迷二世情。

(以言)

此句依恨暗漢雲之子細。叡感之余擬レ補ニ藏人。雖レ然入道殿并殿上人不ニ承引ニ之故不レ補。仍為ニ放言所作ニ也。其時殿上人諺曰。湯氣欲レ上云々。本姓弓削ナレバ也。

とあり、同じく『江談抄』第六にも、

丹堂爾積功雖仰堯日之何南明。問青鳥爾記事。恨暗漢雲之子細。依ニ此句ニ擬レ補ニ藏人。雖レ然入道殿并殿上人不ニ承引ニ之故不レ補。

とあって、いずれも大江以言が天皇の叡感を蒙り藏人に補されることになっていたのを、道長と殿上人の反対によって沙

汰止みになってしまったことを示している。

以上のように、進士・秀才蔵人への補任には、弓場殿での賦詩（選抜試験）という方法が採られていた。工藤重矩氏が指摘したように、蔵人所は内裏での文化的な諸行事を兼掌することで、「文化的集団」としての性格を持つようになっており、⁽²⁰⁾ 実際蔵人が殿上での文事、諸節会、臨時遊宴等に関わった例が多く確認されている。その中で重要な役割を担っていたのが彼ら文章道関係者であり、彼らは蔵人に補されることで同時に殿上の文人としての役目も果たしていたのである。弓場殿試での詩の出来が進士・秀才蔵人への補任の決め手になっていたのもある意味当然なことであつたと言える。だがこうした補任方法が、実際制度として確立していたかどうかは定かではなく、表IIにあげた進士・秀才蔵人の全てが、このような方法によって補任されたというわけではない。だがどのような方法であつたにせよ、進士・秀才蔵人への補任に、天皇や摂関などの意志が抜きがたく反映されていたことは間違いない。例えば進士蔵人の初見である滋野貞主は、嵯峨朝の弘仁八（八一七）年に蔵人に補されたことが知られるが、⁽²¹⁾ 彼は『凌雲集』以下の勅撰集にその名を連ねる著名な文人であり、嵯峨天皇との間に何らかの私的関係があつたことが推測される。一方、秀才蔵人の初見である醍醐朝の大江維時も、『本朝文粹』巻九に以下のように見えており、

右伏檢_ニ旧慣、秀才蔵人之濫觴起_レ自_ニ江家、始_レ自_ニ延喜。延喜則曾祖父伊予権守千古朝臣、為_ニ侍読_一之間、以_ニ男秀才維時_一、_ニ拳補_ニ蔵人_一。天曆則祖父中納言大江卿、為_ニ侍読_一之間、以_ニ男秀才齋光_一、_ニ拳補_ニ蔵人_一。円融御宇、叔父左大弁大江卿、為_ニ侍読_一之間、以_ニ男秀才定基_一、_ニ拳補_ニ蔵人_一。（下略）

父の千古が醍醐天皇の侍読であつたことが蔵人への補任に大きく作用していたことが知られる。この他文章生の藤原扶樹と橘公輔の二人は、村上天皇の即位と共に進士蔵人になつたことが確認できる。また進士・秀才蔵人の中には、父親や叔

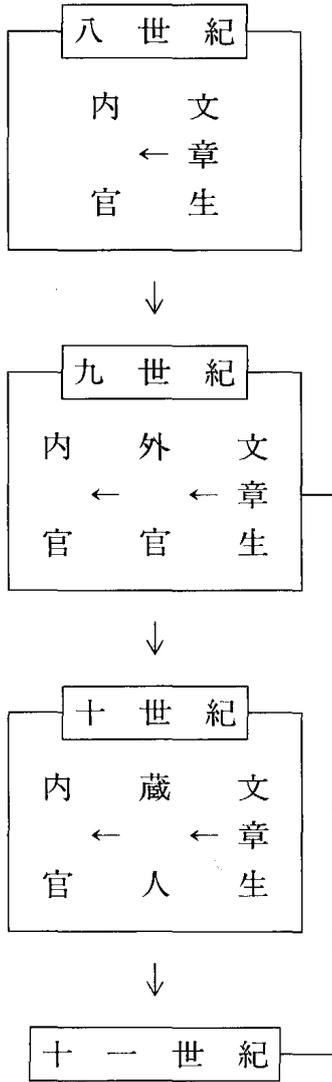
父などが撰関家の家司であるといった例が多く見られ、自らも後に撰関家の家司になっている者がいる。⁽²²⁾ 以上のことは、彼らの補任がいずれも天皇や撰関家との直接乃至間接的な関係によって実現したものであったことを示している。先に述べた弓場殿での賦詩の場合でさえも、実際には天皇や撰関が決定権をもっていた。つまり進士・秀才蔵人への補任は、何らかの制度的な規定のもとに行なわれたというよりも、むしろ天皇や撰関など、時の権力者との人的な関係によって生み出されたものであったと考えられる。

(四)

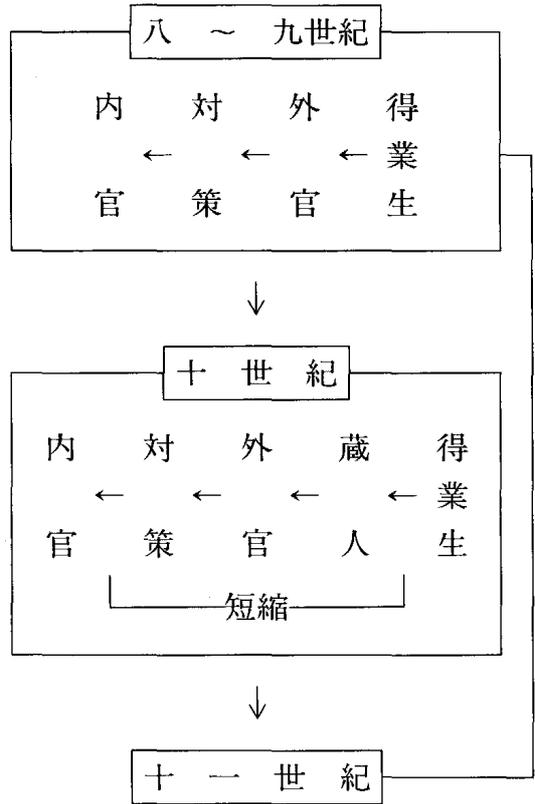
進士・秀才蔵人の成立とともに、文章生・文章得業生の出身形態は、それぞれ以下のコースに固定した。すなわち文章生には、文章生↓外官↓内官コースと進士蔵人↓兼内官コースが、文章得業生には、文章得業生↓兼外官↓対策及第↓内官コースと秀才蔵人↓兼外官↓対策及第↓内官コースがそれぞれ定着し、双方とも後者のコースが前者のコースに比べ、昇進面で有利なものになっていた。しかし以上のようなコースに定着したとは言っても、実際これらの経路を辿って出身していく文章生や文章得業生の顔触れは、時代とともに変化していったことが知られる。とりわけ進士・秀才蔵人に補される面々が、次第に特定の氏族や家柄の者に限定されていったことが注目される。すなわち醍醐朝から円融朝ごろまでは、大江・橘・藤原・源・平氏など多様な顔触れが見られ、氏族や家柄よりも個人的な才能や天皇との私的関係を重視した人選がなされていた。しかし一条朝以降になると、大江や橘氏などが姿を消し、藤原氏や源氏平氏の者に限定されていくことになる。しかも彼らは多くの場合、撰関家との間に血縁関係や姻戚関係を有し、さらに身内が家司として仕えている場合などもあった。道長時代の蔵人の補任に、撰関家とのつながりが必要不可欠であったことは、既に先学の明らかにしたところであり、⁽²³⁾ 彼らの場合も決して例外ではなかったことを示している。

ところで、撰関期以降の進士・秀才蔵人の中には、後の「名家」と呼ばれる家柄の者が多数含まれていることが知られ

図I 文章生の出身形態の変遷



図II 文章得業生の出身形態の変遷



る。「名家」とは代々儒学をもって事とし、官職としては藏人・弁官を多く輩出して参議にまで至る（のちには大・中納言を輩出する）家柄のことである。このことは、特定の道を継承する家の出身者が、その道に対応する官職を世襲すると言う、いわば官司請負的な体制が、この時期次第に確立しつつあったことを示していると言える。また逆の立場から見れば、進士・秀才藏人に補され、有利な出身経路を辿ることで、家格の形成や存続に少なからず寄与することになったとも言えよう。

第二章 昇進形態についての検討

(一)

前章では、文章科の学生の出身形態について見てきたが、ここでは文章科出身者の昇進形態と、彼らの政界における地位について、同じく八世紀の段階から順に検討していくことにしたい。

文章科の隆盛は、平安時代の大学寮を象徴する出来事であったが、文章科出身者（文人層）の政治的な躍進も、平安時代の政界を特徴付ける事柄の一つであった。そもそも文章科設置から宝亀年間頃までは、文章科出身者の官人社会における地位は極めて低く、この時期の根本史料である『続日本紀』にも、彼らに関する記事はほとんど掲載されていない。つまりこの事は、彼らが基本的に任官記事やその経歴が正史に記載されない、六位以下の官人であったことを意味している。例えば第一章であげた紀真象、中臣栗原年足、道守宮継の三名は、『経国集』巻二十にそれぞれ「正六位上駿河介」、「正六位上伊勢大掾」、「正六位上行石見掾」と見えており、おそらくこれが彼らの極位極官であったと考えられる。即ち彼らのような下級官人こそが、この時期における文章科出身者の一般的な姿だったのであり、政界での位置付けは決して高くはなかったのである。

ところが、延暦期以降に文章生や得業生となった者からは、次第に叙爵する者が現われ、さらに政界の中枢に進出する者まで出現するようになる。表Ⅲは、文章科出身者で参議もしくはそれ以上に昇進した者を管見の及ぶ限りあげたものであり、九世紀初頭を境に、文章科出身者の政治的な地位が飛躍的に向上したことが知られる。ではなぜこのような変化が生じたのであろうか。政界での立場が一変した九世紀初頭に注目してみると、この時期参議以上に昇進した文章科出身者の経歴に、一つの共通点を見いだすことができる。即ち蔵人への補任がそれである。彼らは文章生や文章得業生からそれぞれ内官などの官職に任じられた後、(六位)蔵人に補されていることが知られる。弘仁元年に設置された蔵人所に關しては、これまで様々な角度から検討がなされ、特に補任者について追究した玉井力氏は、蔵人に文学的素養のある者や、天皇との間に親近関係を有する者が多く含まれていたことを指摘した⁽²⁴⁾。また弥永貞三氏は、文人的性格を有する者が多く任用されたことについて、それが嵯峨天皇の文事を好む性格に依っていたことを指摘している⁽²⁵⁾。この他、蔵人や蔵人頭が昇進の足掛かりとなる職であったことや、家柄の低い者にとっては、出自の限界を越えて昇進していく契期となったことも明らかにされている⁽²⁶⁾。事実、南淵弘貞、和氣真綱、滋野貞主、朝野鹿取といった者たちは、『凌雲集』をはじめとする勅撰漢詩集にその名を連ねる著名な文人であり、⁽²⁷⁾詩文を通じて嵯峨天皇との間に親密な関係を築き、それが蔵人への補任に発展したことは十分考えられる。特に鹿取の場合、「帝昔在藩之日侍読也」とあって、⁽²⁸⁾嵯峨天皇の東宮時代の学士であったことも蔵人の補任に關係していたと思われる。つまり、蔵人の補任に天皇の意思が大きく反映するという事実と、その蔵人が政界での高位高官を約束するものであるという事実が、結果として文章科出身者の蔵人への補任、そして参議もしくはそれ以上への昇進という事態を招いたと考えられる。要するに、九世紀初頭における文章科出身者の政界進出と政治的地位の向上は、嵯峨朝での蔵人への補任によって為されたものだったのであり、嵯峨朝は文章科出身者が八世紀までの政治的地位の低い状況から脱却し、次第に官人社会での地位を向上させていく、過渡的な時期にあったと言ふことができよう。なお文章科出身者の蔵人への補任は、嵯峨朝以降も引き続き行なわれ、『禁秘御抄』の中に「第一公卿侍臣子是不及左右 第

二非藏人 第三執柄勾当 第四院藏人母儀藏人后六位等 第五所雑色 第六成業儒 第七所々藏人判官代」とあるように、慣例となつていくことが知られる(表IV)。だが一方で、表IIIにあげた者のうち、藏人を経ずに参議に昇進した者がいたことも忘れてはならない。例えば九世紀前半には正躬王が、後半には春澄良繩、大枝音人、菅原是善などの儒者陣が、いずれも藏人に補されることなく参議に昇つて⁽²⁹⁾いる。藏人という昇進の足掛かりとなる官職を経ずに参議に昇る者が出たこと自体、官人社会における文章科出身者の位置付けが、向上したことを意味していると言えよう。

ところで表IIIにあげた参議昇進者の経歴には、藏人以外にも多くの共通点を見いだすことができる。その一つが春宮官人である。『官職秘抄』によると、春宮少進については「可_レ補_三藏人_一者任_レ之。」とあり、大進についても「多可_レ補_三五位藏人_一」と見え、さらに亮についても「可_レ補_三藏人頭者_一任_レ之。」とあつて、藏人と春宮坊の官人が密接な関係にあつたことがわかる。この点については、当初天皇と東宮との間に政治的な緊張関係が存在し、その緩和策として藏人が春宮官人を兼ねるといふ措置がとられてきたことが指摘されており、事実藏人経験者の多くが春宮官人になつてゐるのが確認できる。また学士については「儒中撰_レ人任_レ之」とあるように、儒者が兼ねる官職であつたことは言うまでもないが、その学士への就任は、後の任官や叙位に何らかの影響を及ぼす場合が多く、⁽³⁰⁾例えば学士労により越階して叙位されたり、東宮が即位した後参議に昇進する者が多いことなどが知られる。逆に恒貞親王の学士を勤めた春澄清繩が、承和の変によつて親王が廃太子された際、周防権守に左遷された例もある。⁽³¹⁾このように、学士と東宮は密接な関係にあつたことがわかる。また式部省の官人も彼らが多く任じられた官職の一つであり、同じく『官職秘抄』には、式部少・大丞について「文章得業生。文章生任_レ之。多被_レ置_三成業者一人_一。」という記載が見えている。少・大輔についても同様であり、特に大輔は参議直前に任じられる者が多いことがわかる。ただ「大輔者雖_レ昇_三参議三位_一不_レ去_レ之。」と言われるように、實際参議に昇進した後も続けて大輔に任じられる者が多い。この他内記、弁官、大学寮の官人、文章博士、勘解由使などがあげられるが、このうち勘解由使については弁官が兼任するものとされ、結果的に事務能力に練達した文章科出身者が兼職することにな

つたと言える。

以上あげてきたものが、参議昇進を果たした文章科出身者の多く任じられた官職であるが、実際こうした官職に彼らが多く任じられていたということは、それがとりもなおさず、彼らの参議昇進コースとなっていたことを意味している。ただこの点については、既に鈴木理恵氏によって明らかにされている為、詳細については氏の論文を参照されたいが、いずれにしても、参議昇進コースの雛型が、九世紀の段階に形成されていたことは留意すべきである。

ところで、参議昇進を果たした文章科出身者以外の者たちが、官人社会においていかなる地位にあつたかも述べておく必要がある。ただ史料的な制約により、全ての者について述べることは元より不可能なので、ここではその大まかな傾向を示すにとどめたい。彼らの官歴については、およそ以下のようなグループに分類することができる。⁽³³⁾ まず一つ目が、諸国守や介などに任じられ、その生涯を受領生活に終止する場合である。ただその中でも数国の守を歴任する者と、わずか一国の守か介かに任じられて終わる者とに分かれる。二つ目は、諸国守や介だけでなく、内官にも任じられる場合であり式部大輔、大・中弁官、蔵人など比較的重要な官職に就いている者や、諸司の次官・判官クラスに終止している者といえる。三つ目が内官のみに任じられる場合である。その職種は様々であるがここでも文章博士や学士、大弁、蔵人、八省大輔などの重職に就いている者と、諸司の次官・判官程度の者とに分かれる。ただ以上のような分類はあくまで概略的なものであり、全ての者がこのいずれかに概当するとは限らない。しかし、八世紀と比べて彼らの官人社会における地位が、相対的に向上したということだけは確かである。即ち八世紀の段階では、諸国の介や掾クラスが彼らの最終的にたどりつめた官職であり、その位階も六位以下にとどまるものであったが、九世紀になると、多くの文章科出身者が四・五位にまで到達し、参議に至らない者も比較的重要な官職に任じられている。このことは、九世紀初頭以降、文章科出身者が蔵人に補任されるようになり多くの参議出身者が輩出された結果、官人社会における彼らの地位が全体的に向上したためだと考えられる。

前節では、文章科出身者の参議昇進と蔵人への補任が密接不可分な関係にあったことを指摘した。この点は十世紀においても同様で、この時期の参議昇進者の内、半数以上が蔵人乃至蔵人頭の経験者である。ただ醍醐朝ごろまでは、六位蔵人にしか補されていない者でも参議に昇進することが可能であったが、それ以降になると次第に困難になっていることが注目される。³⁴この点に関しては、五位直叙の特別待遇を受ける者が増加したことによるという指摘があり、その傾向は朱雀朝以降決定的になるとされている。文章科出身者にとって、文運の隆盛した醍醐朝を最後に六位蔵人からの参議昇進ルートが消滅していったことは、ある意味象徴的なことであつたと言える。なお前節では、文章科出身者の参議昇進経路がすでに九世紀の段階で形成されていたことを指摘したが、十世紀になると、前述のように六位蔵人が参議昇進の絶対条件でなくなったこと以外にも、彼らの任じられる官職に左右衛門尉や檢非違使などが加わつたり、(九世紀後半頃からの傾向ではあるが)勸解由使や大学頭になる者が増加したり、逆に内記になる者が減少したりなど、多少の変化が生じている。

ところで、この他に九世紀までと比べて大きく変化した点が二つある。一つは、表Ⅲにもあるように、彼らの極官が非常に向上したことである。九世紀においては、藤原愛発、南淵年名、菅原道真以外の者はいずれも参議止まりであり、このうち愛発は、北家内麻呂の子息という立場が大きく影響していたと思われる。また道真も中納言、権大納言、右大臣と目覚ましい昇進を遂げているが、これは宇多天皇の絶大な信頼に基づくものであり、むしろ例外的な存在であつたと言える。これに対し十世紀になると、彼らの極官は全般的に上昇し、中・大納言クラスに達する者が多数現われる。中には藤原在衡のように、娘の一人が定省親王の室となり、それが宇多天皇として即位することになったという、多分に偶然的な事態に助けられた者もいるが(定省はこれ以前に一旦臣籍降下している)、いずれにしても、九世紀と比べて彼らの政界における地位が向上したことは確かである。

いま一つは、同じ文章科出身者でも、氏族によって政界での地位に差が生じてきたということである。九世紀の段階では比較的家柄の低い者たちが参議昇進を果たしていたが、十世紀になると、彼らにかわって藤原氏などの貴族層が多く参議以上を占めるようになる具体的に見ていくと、九世紀前半には南淵、朝野、和氣、滋野といった氏族が、後半には春澄、三善といった氏族の者がいるが、彼らは弥永氏によって指摘されたように、承和の変を境に政界からその姿を消すことになる。なおこの頃、菅原、大江、橘氏出身の者が参議昇進を果たしているが、このうち菅原氏に関しては、道真の失脚以降目立った活躍はしなくなり、だいたいにおいて文章博士を世襲するか、または諸国の守に任じられる程度となる（撰関期において菅原輔正が唯一参議に昇進している）。また菅原氏と並んで博士の職を世襲した大江氏は、逆に撰関家に巧みに取り入れ、政界での地位の安定化に努めていたことが知られる。⁽³⁵⁾そして十世紀に至ると、圧倒的藤原氏の者が参議以上に昇進し、この他源氏や大江氏などがこれに続いている。以上のことは、この時期文章科出身者の中でも参議に昇進する氏族が次第に限定されていったことを示している。ところで、次に挙げた史料からは、この時期の文人社会の様相を垣間見ることができる。

寛平年中に田大夫（島田忠臣）病に臥して遂に亡せり。故越州別駕高大夫（高岳五常）文を似て知らる。予（紀長谷雄）と相善し。遂に交わりを筆硯の間に定む。その命無きに遇ひて、託するに一子を以てす。昌泰の末に至りて、管丞相罪を得て左遷せられたり。文を知れる士、当時遺る無し。適内史野大夫（小野美材）有り。興を託すること幽ならずと云ふと雖も、然も早く成ること稍過ぎたり。予深く嘉す。延喜二年に、忽ちに異物に化しぬ。丞相遷所に在して、遙かに内史に哭し、兼ねて文章の已に絶えぬことを歎く。その一句に云はく、「紀相公は独り劇務に煩しからん。自余の時輩は尽くに鴻儒なり」とのたまへり。後幾何も無くして、丞相次いで薨じたまひぬ。朝に在る儒者、寔に繁くして徒有り。咸く王何の輩に列なり、藩謝の流を習はず。取捨同じからず、是非各異なり。彼豈愛憎の為にして然

らんや、誠に文体の趣を知らざるなり。(中略)故に子延喜以後、詩を言ふことを好まず。風月彼らに抛て、煙華棄てたるが如し。公宴に関ると雖も、敢えて深く思はず、只格律の責めを避らくのみ。

これは『本朝文粹』巻八にある「延喜以後詩序」で、紀長谷雄の作である。ここには宇多・醍醐朝にかけて、島田高岳、小野といった氏族出身の文人が相次いでこの世を去り、さらに管家廊下の筆頭である道真が失脚したことが見えている。一方、朝廷には彼らにかわる文人が出現し、その詩風が旧来のものとすっかり変わってしまったことが述べられている。九・十世紀の交を境に、新たに政界へ進出していく者がいる中で、この時期を境に政界だけでなく、学界からもその姿を消していく者たちがいたことが知られる。

(三)

前節では、十世紀に入ると文章科出身者の参議昇進ルートを構成する諸官職に異動が生じ、なかでも六位蔵人が醍醐朝を最後に、参議昇進ルートからはずされたことを指摘した。ところがこのような流れとは別に、醍醐朝以降、新たに進士・秀才蔵人の存在が参議昇進に重要な意味をもつようになる。具体的に見ていくと、醍醐朝の大江維時(秀才蔵人)と村上朝の斉光(秀才蔵人)親子、冷泉朝の平惟仲(進士蔵人)、円融朝の平親信(進士蔵人)と源扶義(進士蔵人)、そして一条朝の藤原広業(進士・秀才蔵人)が、それぞれ参議もしくはそれ以上に昇進しているのが確認できる。ただ進士・秀才蔵人が成立した十世紀前半においては、維時・斎光親子が参議に昇進した以外は特に政界で目立った活躍した者はおらず、その多くが諸国の守などに任じられ、政界の中枢部とは全く無縁な立場にあったことが知られる。しかし十世紀後半以降になると、進士・秀才蔵人に補された者たちの政治的地位が向上し、参議に至らない者でもその地位が決して低くないことがわかる。進士・秀才蔵人への補任は、参議昇進の決定的な要因とまでは言えないが、政界での地位をある程度保証す

る機能は有していたことがわかる。

ところで十世紀の参議昇進者の極官は、九世紀と比べかなり向上していたが、こうした状況は主として十世紀の前半に限られ、参議以上に昇進する者は、むしろ減少傾向にあったことが知られる。これは文章科出身者で、参議に昇進する者自体が減ったこととも無関係ではない。すでに村上朝を過ぎた頃から、文章科出身者の参議昇進が困難なものになっていったが、それは山本信吉氏の指摘にもあるように、彼らが従五位の叙爵の際に勅授内給、院宮給、大臣給等の特権的な方法に依ることが少なく、専ら年労を基礎とした昇進形態を採っていたことであつたと言える。具体的には蔵人労、判官代労、省労、策労などであるが、このうち策労とは、対策及第者を対象に、官職の年労ではなく位階在位の年労によって加階乃至叙爵する、年労加階制の中ではやや特殊な性格を有するものである³⁶。こうした労による叙爵を行なっていた文章科出身者と、勅授、年爵等の特権に預かっていた摂関家の子弟及び賜姓源氏等とは、その昇進に大きな差異が生じてくるのはむしろ当然のことであり、摂関期（ここでは摂関制の確立期にあたる十世紀末以降の意）へ以降するに従い、彼らの参議への道が次第に険しくなっていたものと考えられる。またさらに、摂関家専用の昇進経路の確立も、文章科出身者の参議昇進を妨げた理由の一つであつたと言えよう。兵衛佐や侍従から少・中将へと昇進していく近衛コースに比べ、文章科出身者が辿る昇進経路はその道程が長く、時間的なロスも大きかった。以上のような、摂関期を一つの画期とする叙位・任官制度の変質の中で文章科出身者の参議昇進が次第に困難になっていったと言える。しかし表Ⅲを見て明らかのように、文章科出身者で参議に昇進する者が全くいなくなってしまうわけではない。いま院政期（ここでは十一世紀後半から十二世紀半まで）を対象に参議に昇進した者（藤原実政以下十七名）に注目し、彼らの叙爵が何によって行なわれたのかを見ていくと、院宮給が六名、策労が五名、蔵人労が二名、臨時が二名、不明が二名となり、依然として労による叙爵を行なう者が多いが、その一方で院宮と結びつきその年給によって叙爵する者が現われたことが注目される。またこうしたこととも関連して、彼らの官職にも特徴的な点を見いだすことができる。まず藤原実政以下十七名のうち、大中臣親

定以外の者が全て蔵人に補任されている点である。特に藤原実光、平実親、藤原俊憲、高階泰隆、藤原範季は進士・秀才蔵人であることが知られる。彼らの参議昇進コースの中に蔵人が組み込まれていた（ただし六位蔵人は醍醐朝以降除外される）ことはすでに見てきたが、その傾向が決定的となって現われている。また彼らのほとんどが、参議昇進以前に東宮学士、侍読、春宮坊、中宮職職員になっている点もそうであり、これもすでに指摘してきたことだが、この時期に至ってさらにその傾向が増している。つまり文章科出身者の中でも、とりわけ天皇や院宮とのつながりをもつことに成功した者たちが、参議に昇進することができたと考えられる。

ところでこの時期参議昇進を果たした藤原実政以下十七名を、氏族または家によって分類すると以下のようなになる。

- ・日野流藤原氏：藤実政、実光、兼光、顕業、俊経
- ・勸修寺流藤原氏：藤朝隆、光長
- ・高藤流平氏：平実親、信範
- ・南家実範子孫：藤俊憲、永範、光範、範季

『職原鈔』下に「称名家者。大蔵卿為房餘胤而流。号勸修寺。葉室。参議有国子孫。又有両流。号大福寺。日野但此流儒門也。中納言親宗子孫平氏等是也。」とあるように、日野、勸修寺流藤原氏と高藤流平氏は、いわゆる「名家」とよばれる家柄である。また実範の子孫は『二中歴』第二に「儒有七家」とあるうちの一つに数えられ、『職原鈔』下には「此外南家式家管江之儒。或昇進。或沈進。爾登用之時。準名家被召任流例也。」とあって、名家に準ずる扱いとなつてゐる。『伏見天皇御記』（正応五年二月五日条）には「凡日野、勸修寺、平家等之輩、依勞功起家。」と記されているが、これは『職原鈔』に「経歴侍中弁官昇大中納言。」とあるように、これらが蔵人と弁官の勞功によって昇進していく家柄であることを示している。『職原鈔』上の少弁の頃には「名家譜代任之。多者先補五位蔵人。乃任弁也。」とあって、その昇進経路が示されている先に挙げた三家の九名のうち参議以上に進んだのは、日野家の実光憲光及び勸修寺流の朝隆だけ

であり（いずれも権中納言止まり）、この時点では、依然「昇^ニ大中納言」といった段階にまでは達していなかったことがわかる。この三流が公卿を輩出する家柄として存続した所以は、摂関期において「執柄家司職事」として任え、院政期に至っては「多執^ニ院中権」とあるように、つねに権門とのつながりを維持してきたからにはかならない。このように文章科出身者で参議に昇進する者は、摂関・院政期を通じて権門との間に親密な関係を築いていった、これらの家の者たちによって次第に独占されていくのである。

結

本稿では、平安時代における文人社会の縮図とも言うべき文章科について、文章生・文章得業生の出身形態と、文章科出身者の昇進形態という、二つの側面からの検討を行い、その中で彼らと蔵人との密接不可分な関係を明らかにしてきた。文章科出身者は、九世紀初頭の嵯峨朝において、自らの文学的素養をもとに、天皇との間に親密な関係を築き、それによって蔵人という昇進の足掛かりとなる職を得た。その結果彼らは、政治的な地位を著しく向上させ、政界の中樞へと進出していったのである。また十世紀に成立した進士・秀才蔵人は、出身面での優遇措置的な意味を持ち、一部の文章生や文章得業生に対し、有利な出身経路を提供することになった。

文章科出身者にとって、蔵人に補任されることの意義は、時代とともにいつそう深まっていくが、それは何よりも蔵人に補任されることが、参議昇進の際の絶対的な条件となっていたことであらわれている。九世紀から十世前半までは、蔵人を全く経験しない者も参議昇進を果たすことができたが、それ以後になると、蔵人を経ずに参議に昇ることはほとんど不可能になってくる。つまり蔵人は、政界での文章科出身者の地位を決定づける、一つの重要な要素となっていたのである。ただその地位は、次第に文章科出身者の中でも、権門との間につながりをもつ一部の名門氏族によって独占されることとなり、それはやがて家格として確立し、公卿社会のなかへと組み込まれていくのである。

なお本論では、叙述の中心を文章科出身者に置きながら、彼らの動向を探ることによって、当時の文人社会の様相を垣間見てきた。結果的にみれば、文人社会は平安時代を通じて一つのヒエラルキーを形成したと言えるが、それは蔵人や弁官職を世襲し、参議へと昇進していく「名家」出身の者を頂点に、以下博士家として学界に君臨した大江・菅原氏から、地方官人として現地での文書行政に従事した諸氏等に至るまでの重層構造であった。平安時代を通じて、律令制的な官司制度や叙位・任官システムが崩壊し、既存の枠組みが取り去られていく中で、文人社会の内部構造も、その変容を余儀なくれさたと言えよう。

註

- (1) 桃裕行『上代学制の研究』桃裕行著作集 第1巻(思文閣出版 一九九三)。初版は一九四七年の日黒書店。のち一九八三年吉川弘文館より復刊版がでる。なお本稿は一九九三年の修訂版による。
- (2) 久木幸男『日本古代学校の研究』(玉川大学出版部 一九九〇)。尚これ以前に『大学寮と古代儒教―日本古代教育史研究―』(サイマル出版会 一九六八)があるが、本稿は一九九〇年の改訂増補版による。
- 古藤真平「文章得業生試の成立」『史林』七四巻二号(一九九一)。
- (3) 弥永貞三「仁和二年の内宴」『日本古代の政治と史料』(高階書店 一九八八)。
- (4) 玉井力「承和の変について」『歴史学研究』二八六(一九六四)。大塚徳郎「嵯峨朝以降の政治」『平安初期政治史研究第四節(吉川弘文館 一九六九)。佐藤宗諄「平安初期の官人と律令政治の変質」『平安前期政治史研究』第一章(東京大学出版会 一九七七)。長山泰孝「古代貴族の終焉」『古代国家と王権』(吉川弘文館 一九九二)。米田雄介「貴族文化の展開」『講座日本歴史』2 古代2(東京大学出版会 一九八四)。阿部猛「平安初期の政治と官人」『平安前期政治史の研究』新訂版(高科書店 一九九〇)など。
- (5) 『経国集』二十(『群書類従』第八輯 文筆部)。
- (6) 前掲(1)論文。
- (7) 『魚魯愚別録』巻第一、任内舎人文章生外国。
- (8) 『公卿補任』延喜十三年条。
- (9) 『蟬冕翼抄』(『群書類従』第七輯 公事部)。「魚魯愚抄」巻第三蔵人方申 文章生散位。
- (10) 『江家次第』巻四、除目。
- (11) 『魚魯愚抄』巻第三蔵人方申 文章生散位。
- (12) 『類聚符宣抄』巻九、補文章得業生事、治安二年十二月三十日宣旨。
- (13) 『本朝文粹』巻二、天長四年六月十三日太政官符。
- (14) 『魚魯愚抄』巻第三、蔵人方申 兼国兼文。
- (15) 『日本紀略』延喜十七年五月四日条。『延喜式』巻十八、式部式上、巻二十、大学寮式。
- (16) 『江家次第』巻四、除目。「魚魯愚抄」巻第三、蔵人方申諸道課試及第。
- (17) 『朝野群載』巻十三「策試申文」(康平六年正月)。
- (18) 『除目抄』(『群書類従』第七輯 公事部)。
- (19) 源延光(天徳四年〜康保三年)。
- (20) 「蔵人所の文学的活動について」『国語と国文学』四七一六号(一九七二)。
- (21) 進士蔵人の初見は滋野貞主であるが、これは『公卿補任』(承和九年)に、「大同」一奉文章生試及第。弘仁二(一五)二少内記。同正一転大内記。同八正一蔵人(文章生)。六月大内記(二所々如元)とあることによって知られる。貞主が進士蔵人であったことを示す史料はこれだけで、実際『公

『卿補任』の記載が事実であるかどうかは疑わしく、また時期的なことから言っても不自然である。本稿では一応これを進士蔵人としておくが、進士・秀才蔵人が制度として確立したのは醍醐朝だと考えられる。

(22) 玉井力「道長時代の蔵人に関する覚書―家柄・昇進を中心として―」弥永貞三先生還暦記念会編『日本古代の社会と経済』下(吉川弘文館 一九七八)の中で、以下に挙げる者たちを含め、道長時代の蔵人で家司関係にある者が一覧表にして示されている。

・父親が摂関家家司であった者

藤原広業(兼家家司有国の子)

章信(道長家司知章の子)

家経(道長家司広業の子)

実範(道長家司能通の子)

橘義通(道長家司為義の子)

・兄弟が摂関家家司であった者

藤原家業(道長家司広業の弟)

・伯叔父が摂関家家司であった者

藤原実政(道長家司広業の甥)

実綱(道長家司広業の甥)

章経(道長家司広業の甥)

平 雅康(兼家家司惟仲の甥)

以康(兼家家司以康の甥)

定親(道長家司重義の甥)

・この他従兄弟の関係にある者

藤原定輔(道長家司惟憲の従兄弟)

頼宣(道長家司惟憲の従兄弟)

・その後自らが摂関家家司となる者

藤原広業(道長家司)

頼宣(頼通家司)

(23) 前掲(21)論文。

(24) 「成立期蔵人所の性格について―補任者の検討を中心として―」『名古屋大学文学部研究論文』史学二十号(一九七三)

(25) 『体系日本史叢書』政治史I。

(26) 亀田隆之「成立期の蔵人に関する一考察」『日本歴史』二六三号(一九七〇)。

(27) 『凌雲集』：滋野貞主、『文章秀麗集』：滋野貞主、朝野鹿取、『経国集』：滋野貞主、南淵弘貞、和氣真綱、藤原常嗣

(28) 『公卿補任』

(29) 林陸朗「大江音人と菅原是善―貞観期の政界と学界―」『上代政治社会の研究』(吉川弘文館 一九六九)。

(30) 福井俊彦「淳和朝の官人」『早稲田大学高等学院研究年誌』位置号。

(31) 福井俊彦「承和の変に関する一考察」『日本歴史』二六〇号(一九七〇)。

(32) 鈴木理恵「文章生の氏族固定」『教育学研究紀要』三十

一号（広島大学 一九六八）に明示されているが、本稿でも文章科出身者の参議昇進経路の概略図を以下に示しておく。

文章生・文章得業生

← 少・大内記、大学少・大允、六位藏人、八省丞、春宮少・大進

← 東宮学士、大学頭、八省少輔、春宮亮、文章博士、五位藏人、左右少弁、勘解由次官

← 八省大輔、春宮大夫、藏人頭、左右中・大弁、勘解由長官

← 参議

(33) 『尊卑文脈』。

(34) 前掲(29)論文。

(35) 菊地康明「吉黄記について」高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編『古記録の研究』（群書類従刊行会 一九七〇）。

(36) 策勞については高田淳氏の詳細な研究がある。「加階と年勞―平安時代における位階昇進の方式について―」『栃木史学三号（一九八八）』、「年勞加階制」以前―その成立と平安前期の位階昇進の実態について―『国史学』二五〇号（一

九九三）。この他には、玉井氏の「平安時代における加階と官司の勞」『日本歴史』四八七号（一九八八）。

（お茶の水女子大学大学院人文科学研究科史学専攻第30回修了生）

表 I-1 文章生の出身状況（八世紀後半～十世紀前半）

姓名	文章生 ^①	任官 ^②	職名 ^③	典拠
甘南備清野			大内記	『続後紀』承和三・四・十八
和気広世			少判事	『後紀』延暦十八・二・二一
南淵弘貞	延暦十五	大同元	少内記	『公補』天長二
和気真綱	延暦二一	延暦二二	内舎人	『後続紀』承和十三・九・二七
和気仲世	延暦二一	大同元	大学大允	『文実』仁寿二・二・十九
甘南備高値	延暦二三	延暦二三	少内記	『続後紀』承和三・四・十八
滋野貞主	大同二	弘仁二二	少内記	『公補』承和九
藤原愛癸	大同四	弘仁元	春宮大進	『公補』天長三
長峯高名	弘仁五	弘仁十二	式部少録	『文実』天安元・九・三
正躬王	弘仁七	天長八	侍従	『公補』承和七
藤原衛	弘仁七		中判事	『文実』天安元・十一・五
藤原諸成	弘仁年中	弘仁十二	修理少進	『文実』斎衡三・四・十八
紀深江			大学少允	『続後紀』承和七・十・五
小野篁	弘仁十三	天長元	巡察使弾正	『公補』承和十四
伴成益		弘仁十四	左京少進	『文実』仁寿二・二・十
島田清田			大学少属	『文実』斎衡二・九・十八
菅原善主	天長元	承和之初	弾正少忠	『文実』仁寿二・十一・七
南淵年名	天長九	天長十	少内記	『公補』貞観六
多治比貞峯		天長十	兵部少丞	『三実』貞観十六・十一・九
源寛		承和六	加賀守	『三実』定観十八・五・二七
利基王	承和末	天安三	侍従	『三実』貞観八・正・二四
藤原大瀧		承和十五	民部少丞	『文実』天安二・六・二
藤原家宗	承和年中	承和十五	勘解由判官	『公補』貞観十三
藤原興範	貞観十五	貞観十九	大宰少監	『公補』延喜十一
藤原道明	寛平二	寛平七	越前少掾	『公補』延喜九
橘澄清	寛平二	寛平六	伯耆権掾	『公補』延喜十三
藤原邦基	寛平五	寛平七	弾正少忠	『公補』延喜二一
藤原当軒	昌泰元	昌泰四	左衛門尉	『公補』延長元
紀淑光	昌泰元	延喜二二	治部少丞	『公補』承平四
源清平	延喜二	延喜五	弾正大弼	『公補』天慶四
藤原守義	延長二	延長六	越前権大掾	『公補』天録三
藤原文範	天慶七		少内記	『公補』
源保光	天曆五	天曆八	民部大輔	『公補』

※ 八世紀後半から十世紀前半までを対象に、経歴の明らかな者について掲載した。特に九世紀末以降に関しては、『六国史』など、個人の経歴を記した史料が少く、それ以前と比べて掲載数が少ないが、文章生自体が減少したわけではない。なお文章得業生に関しても同様。

① 文章生になった年次。② 初めて任官された年次。③ 初任官。

表 I-2 文章得業生の出身状況（八世紀後半～十世紀後半）

姓名	文章生	得業生 ^①	対策 ^②	任官	職名	典拠	備考
菅原清公	延暦八		延暦十七		大学少允	『続後紀』承和九・十・十七	得業生の時、美濃少掾を兼任
春澄善繩	天長之初			天長四	常陸少目	『公補』貞観二	
大枝音人	天長十	承和四	承和十二	承和十三	少内記	『公補』貞観六	得業生の時、備中目の兼任
菅原是善		承和二	承和六	承和七	大学大允	『公補』貞観十四	
菅原道真	貞観四	貞観九	貞観十二	貞観十二	玄蕃助	『公補』	得業生の時、下野権掾を兼任
三善清行	貞観十五	貞観十六	元慶五	元慶八	大学少允	『公補』延喜十七	得業生の時、越前権少目・播磨権少目を兼任
紀長谷雄	貞観十八			仁和二	少外記	『公補』延喜二	得業生の時、讃岐権少目・讃岐掾を兼任
藤原菅根	元慶八		寛平二	寛平三	少内記	『公補』延喜八	得業生の時、播磨掾を兼任
藤原元方		延喜六		延喜十三	式部少丞	『公補』天慶二	得業生の時、越前大掾を兼任
大江朝綱	延喜十一		延喜二二	延喜二三	刑部少丞	『公補』天曆七	得業生の時、丹波掾・信濃権掾を兼任
藤原在衡	延喜十三		延喜十八	延喜十九	少内記	『公補』天慶四	得業生の時、備前掾を兼任
菅原輔正		天曆四	天曆八	天曆九	刑部少丞	『公補』正曆三	得業生の時、播磨権少掾を兼任
藤原忠輔		安和元		天録二	兵部少丞	『公補』長得二	得業生の時、播磨権少掾を兼任

① 文章得業生に挙げられた年次。② 対策（秀才試）に応じた年次。

表II-1 進士蔵人一覧（八世紀～十一世紀前半）

姓名	文章生	在任期間	兼官
滋野貞主	大同二	弘仁八・正～十一・正	大内記
平中興*	昌泰三	寛平十・十二～延喜四	少内記・大内記
藤原尹風		～天慶元～四～	木工助
藤原扶樹		天慶九・四～	
橘公輔		天慶九・四～	
藤原共政		応和三・正～康保三～	式部少丞
平惟仲	康保三	康保四・十～安和二・八	刑部少輔・右衛門少尉・檢非違使
平親信	天禄二	天禄三・正～天延三・正	右衛門少尉・左兵衛尉・檢非違使
源扶義	天延三	貞元二・八～天元三・正	図書助・式部少丞
源方弘		長徳二・正～長徳五	修理権亮
藤原広業	長徳二	長徳三・正～長保二・正	式部少丞
源道濟		長保三・正～寛弘三・正	宮内少丞・式部少丞・式部大丞
藤原定輔		寛弘三・正～六・九～	主殿助
藤原頼任		寛弘二・正～寛弘三～	
源国経		寛弘五・正～五・三	
源頼国		寛弘六・正～八・六	左衛門少尉
藤原章信		寛弘八・正～八・六	右衛門尉
源懐信		長和四・正～五・正	中務丞
藤原頼宣		長和五・二～寛仁三・正	主殿助・式部丞
平範国		長和五・十一～寛仁五	左衛門尉
源則成		治安三・正～治安四～	左衛門尉

※ 中興は蔵人補任後、文章生になっている。（『古今目録』）

表II-2 秀才蔵人一覧（十世紀前半～十一世紀前半）

姓名	文章生	得業生	対策	在任期間	兼官
大江維時 大江斎光	延喜十六	延喜十七 天曆八	延喜二三 天曆十一	延喜二一～延長六 天曆十一・二～天 得四・正	式部少丞・大丞 式部少丞・大丞
藤原雅材		天徳元		天徳四～五・七～ 応和三	
大江定基 藤原広業	長徳二	長徳三	永延二 長徳四	天元五・正～ 長徳三・正～長保 二・正	式部少丞
平定親				寛仁三・正～寛仁 五	式部丞
藤原実範				万寿四・二～長元 元・八～	左衛門権少尉
藤原実綱				長元四・二～長元 五・五～	大学助・右衛門 尉
藤原正家 藤原有俊				永承四～六 康平七～	大膳権亮 治部少丞・左衛 門尉

表II-3 雑色補任状況（十世紀前半～十一世紀前半）

名前	立場	雑色補任年代	蔵人
藤原博文	得業生	延喜二・十・六	
藤原為輔	文章生	天慶八年五月以前	朱雀(六)
橘為政	文章生		冷泉(六)
平親信	文章生	安和二・八	円融(六)
橘為義	文章生	正暦四・正・九	一条(六)
源方弘	文章生	長徳元・十・三	一条(六)
藤原隆佐	文章生	寛弘四年以前	三条(六)
源頼国	文章生	寛弘六年正月以前	一条(六)
藤原章信	文章生	寛弘八・正・八	一条・三条(六)・後一条(五)
源保信	文章生	長和二・二・二	
源範国	文章生	長和四・正・十二	
源懐信	文章生	長和四年正月以前	三条(六)
平定親	文章生	長和五・二・八	後一条(六)・後朱雀(五)
橘好任	文章生	長和五年正月以前	三条(六)
平範国	文章生	〃	後一条(六)・後朱雀(五)
源則成	文章生	治安三年正月以前	後一条(六)
藤原実範	得業生	万寿四年二月以前	後一条(六)
資成	文章生		

表III 文章科出身者の参議昇進状況（九世紀前半～十一世紀前半）

姓名	参議昇進	極位	極官	六歳	五歳	蔵頭
南淵弘貞	天長二	従三位	参議	○		
藤原愛発	天長三	正三位	大納言	○		○
朝野鹿取	天長十	従三位	参議	○		○
和気真綱	承和七	従四位上	参議	○		
正躬王	承和七	正四位下	参議			
滋野貞主	承和九	正四位下	参議	◎		
小野篁	承和十四	正四位下	参議	○		○
春澄善繩	貞観二	正四位下	参議			
大枝音人	貞観六	従三位	参議			
南淵年名	貞観六	従三位	大納言	○		○
藤原家宗	貞観十三	正四位下	参議	○		○
菅原是善	貞観十四	従三位	参議			
橘広相	元慶八	正四位上	参議	○		○
菅原道真	寛平五	正三位	右大臣			○
紀長谷雄	延喜二	従三位	中納言			
藤原菅根	延喜八	従四位上	参議			○
藤原道明	延喜九	正三位	大納言	○		
藤原興範	延喜十一	正四位下	参議			
橘澄清	延喜十三	従三位	中納言	○		
三善清行	延喜十七	従四位上	参議			
藤原邦基	延喜二一	従三位	中納言			
藤原当幹	延長元	従三位	参議	○		
紀淑光	承平四	従三位	参議	○		
藤原元方	天慶二	正三位	大納言			
源清平	天慶四	正四位下	参議			
藤原存衡	天慶四	従二位	左大臣	○	○	
大江維時	天曆四	従三位	中納言	◎		
大江朝綱	天曆七	正四位下	参議			
藤原文範	康保四	従二位	中納言	○		
藤原守義	天禄三	従四位上	参議	○		
大江斎光	天元四	正三位	参議	◎	○	○
平惟仲	正暦三	従二位	中納言	◎	○	○
源扶義	正暦五	正四位下	参議	◎	○	○
菅原輔正	長徳二	正三位	参議			
藤原忠輔	長徳二	正三位	権中納言			
平親信	長和四	従二位	参議	◎	○	
藤原広業	寛仁四	従三位	参議	◎	○	

※ 各自の参議昇進年次と極位・極官を記した。また蔵人への補任状況も合わせて掲載した。◎は進士・秀才蔵人を意味する。

表IV 文章科出身者の蔵人補任状況（嵯峨朝～後冷泉朝）

天皇		姓名	在任期間	兼官
嵯峨	蔵人	朝野鹿取	弘仁元・三～二・正	右近少監
	蔵人	藤原愛発	弘仁四・正～六・正	式部少丞・大丞
	蔵人	和気真綱	弘仁四・正～六・正	春宮少進
	蔵人	南淵弘貞	弘仁六・正～七・正	式部少丞・大丞
	蔵人	百濟勝義	弘仁六・正～七・二	右近少進
	蔵人	紀深江	弘仁八・正～十三・正	式部少丞
	蔵人	藤原常嗣	弘仁十二・正～十四・正	右近少進・式部大丞
淳和	蔵頭	朝野鹿取	弘仁十四・四～十四・六	中務大輔・左中弁
	蔵頭	藤原愛発	天長元・六～天長三・二	右中弁・中務大輔
	蔵人	藤原諸成	～天長三・正	式部大丞
	蔵人 蔵人 蔵人	小野篁 藤原有統	天長七・正～天長九・正 (嵯峨・淳和朝)	大内記・式部少丞
仁明	蔵頭	小野篁	承和十二・七～十四・正	東宮学士・式部少輔・権右中弁・左中弁
	蔵人 蔵人 蔵人	藤原浜雄 南淵年名 橘峯範	～承和六・正 承和七・正～承和八・正 ～承和十二・正	民部少輔力 式部少丞
	蔵頭	南淵年名	斎衡三・六～天安二・八	式部少輔・春宮権亮・式部大輔・春宮亮・右京大夫
文徳	蔵人 蔵人	藤原家宗 源包	仁寿四・十一～斎衡三・正 ～斎衡三・正	春宮少進
	蔵頭	藤原家宗	貞観十・十～十三・三	左中弁・皇后宮亮・右大弁
清和	蔵人 蔵人 蔵人 蔵人	橘広相 藤原春景 藤原弘蔭 高階令範	貞観六・四～九・正 ～九・正 (清和朝) 貞観初年力	右衛門大尉 式部大丞
	蔵頭 蔵頭	橘広相 藤原春景	貞観十九・二～元慶三・九 元慶四～四・九	式部大輔 権左中弁・木工頭
	蔵人 蔵人 蔵人 蔵人 蔵人	藤原佐世 藤原継蔭 島田忠臣 藤原有家 藤原近臣	～元慶元・十一 元慶三・正～五・二 元慶三 ～元慶六・正 (清和・陽成朝)	民部少丞 式部大丞 左衛門大尉

陽成	藏人	大江公幹	(清和・陽成朝)	
光孝	藏人	藤原助敏	(陽成・光孝朝)	
	藏人	藤原諸蔭	(陽成・光孝朝)	
	藏人	藤原繁時	(陽成・光孝朝)	
	藏人	橘公材	(陽成・光孝朝)	
宇多	藏頭	菅原道真	寛平三・二~五・二	式部少輔・左中弁・式部権少輔・左京大夫
	六藏 藏 藏	橘澄清 藤原有声 藤原公統	寛平八・正~九・正 (光孝・宇多朝) (光孝・宇多朝)	兵部少丞
醍醐	藏頭	藤原菅根	昌泰三・正~延喜八・正	式部少輔・文章博士・権左中弁・式部権大輔・春宮亮侍從
	五藏	藤原在衡	延長六・正~八・九	刑部少輔・式部権少輔
	六藏 六藏 六藏 六藏 六藏 六藏 六藏	藤原道明 大江千古 藤原当幹 紀淑光 藤原在衡 藤原尹輔 藤原守義 藤原有述	寛平九・七~九・七 延喜二~六 延喜三・正~四・正 延喜七・二~九・七 延喜十九・四~延長二・正 ~延長四年~ 延長八・正~八・九 ~延長四年~	左衛門尉 式部少丞・大丞 少内記
	藏頭	源相職	天慶四・三~六・四	左中弁・内藏頭・右大弁
	五藏	源相職	承平六・正~天慶六・四	右少弁・内藏頭・左少弁・左中弁・右大弁
	六藏 六藏 六藏	藤原経臣 平直材 源信明	~承平四、五年~ 承平七~天慶四 承平七・正~天慶四・三	式部少丞 右衛門尉 右衛門権少尉・右衛門尉・式部少丞
六藏 六藏	藤原文範 藤原為輔	天慶四・四~八・正 天慶八・五~九・正	少内記・式部少丞・大丞 木工権頭	
村上	藏頭	藤原文範	康保三・十一~四・正	右大弁・内藏頭
	五藏	大江斎光	康保四・正~五	右少弁・東宮学士
	六藏 六藏	藤原為輔 源清時	天慶九・四~天曆二・正 ~天曆六、七~	左衛門少尉

村上	六藏	源惟正	天曆九・二～十・正	左衛門権少尉・左衛門大尉 大内記
	六藏	藤原致忠	～天徳元～	
	六藏	藤原令茂	～天徳三～	
	六藏	藤原永頼	康保二・正～四・五	
	蔵 蔵	藤原為盛 藤原後生	(村上朝) (村上朝)	
冷泉	五藏	大江斎光	康保四・六～安和二・八	右少弁・東宮学士・左少弁 ・右中弁
	蔵 蔵	橘為政 藤原利博	(村上・冷泉朝) (村上・冷泉朝)	
円融	蔵頭	源保光 源惟正 大江斎光	安和二・八～三・八 安和三・八～天延二・二 貞元二・四～天元四・正	右大弁・式部大輔 春宮亮・右中将・修理大夫 民部権大夫・右大弁・式部 権大夫
	六藏 六藏 蔵 蔵	藤原惟成 平恒昌 藤原為長 大江為基	～天禄三・正～天延三・正 ～天元四、五～ (冷泉・円融朝) (円融朝)	
	蔵頭	藤原惟成	永観二・八～寛和二年	
花山	五藏	藤原惟成	永観二・八～寛和二年	左少弁・民部大夫・左衛門 権佐・権左中弁
	六藏 六藏 蔵 蔵	藤原拳直 藤原為時 源到明 藤原令茂	永観二・十～寛和二 ～永観二、三～ (円融・花山朝) (円融・花山朝)	
一条	蔵頭	平惟仲	正暦二・正～二・三	右大弁・内蔵頭 右中弁・大学頭 勘解由次官・民部権少輔・ 右少弁・東宮学士・文章博 士・左衛門佐 左少弁・右中弁 主殿助 右衛門尉 式部丞 権非違使・右衛門大尉 式部丞
	五藏 五藏	平惟仲 藤原広業	永延二・正～二・十 長保五・正～寛弘七・二	
	五藏	藤原有国	寛和二・十一～永延元・十	
	六藏 六藏 六藏 六藏 六藏 六藏	藤原拳直 大江景理 藤原輔尹 菅原孝標 大江拳周 藤原雅任	永延元・正～永延三～ 永延元～永延三～ 正暦二～四 長保二・正～三・正 寛弘三・三～ 寛弘五・三～八・四～	

一条	六歳 蔵 蔵	橘義通 橘為義 大中臣宣輔	寛弘八 正～八・六 (花山・一条朝) 長保五～	左兵衛少尉・右衛門尉
三条	五歳 五歳	大江景理 藤原資業	寛弘八・六～長和三・正 長和三・正～五・正	内蔵権頭・右中弁 右少弁・東宮学士・左衛門 権佐・検非違使
	六歳 六歳 六歳 六歳	平頼義 平雅康 藤原為祐 橘義通	寛弘八・六～ 寛弘八・八～長和三・正 寛弘八・十～ 寛弘八・十～長和二・三	勘解由判官・式部丞 左兵衛権少尉・兵部丞・式 部丞
	六歳 六歳 蔵	藤原隆佐 橘好任 藤原家業	長和二・正～五・正 長和五・正 (一条・三条朝)	大内記・式部少丞・大丞
	後一 条	五歳 五歳 五歳 五歳 六歳 六歳 六歳 六歳 六歳 蔵 蔵 蔵	藤原資業 藤原章信 藤原国成 平範国 源為善 藤原国成 藤原家経 平以康 源経任 橘義清 藤原成家 藤原資国 源定成	長和五・二～寛仁四・二 寛仁四・二～治安三・二 長元七・正～九・二 長元九・三～九・四 長和五・正～五・十一 寛仁元・正～二・正 寛仁二・正～ 万寿二～四 万寿二～五 長元六・十二～九・四 (三条・後一条朝) (三条・後一条朝) (三条・後一条朝)
後朱 雀	五歳 五歳	平範国 平定親	長元九・四～長暦二・正 長暦二・正～四・六	右衛門権佐 左少弁・左衛門権佐・右中 弁
	五歳	藤原定房	長久元・六～長久二・正	左少将
	六歳 六歳	藤原章経 藤原基明	長暦元～二 長久元～寛徳元・正	左衛門尉 式部少丞

後朱雀	六藏 藏	藤原実政 藤原忠興	長久二・正～ (後一条・後朱雀朝)	
後冷泉	五藏 五藏 五藏 六藏 六藏 六藏 六藏	藤原実綱 橘為仲 藤原有綱 藤原季綱 藤原家綱 藤原有信 藤原敦憲	寛徳三・二～永承三・正 治暦二・正～三・正 治暦三・正～四・四 天喜五～ 康平四～ 治暦元・正～四・四 治暦三～	右衛門権佐 左衛門権佐 右衛門権佐 右衛門尉 右衛門尉 大藏少丞・左衛門少尉